

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月5日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条第1項の規定による。

## アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（昭和34年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の種別割（地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第2号に掲げる種別割をいう。以下「種別割」という。）の徴収及び当該税率について立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号。以下「市税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（税率）</p> <p>第2条 法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（3） ……略……</p> <p>（徴収の方法）</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の徴収並びに当該税率について立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号。以下「市税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（税率）</p> <p>第2条 法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（3） ……略……</p> <p>（徴収の方法）</p>

第3条 軽自動車等に対する種別割については、市税条例第68条の3の規定にかかわらず、次条に規定するところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、当該税額を軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によって払込なければならない。

- 2 種別割の納税義務は、証紙に軽自動車税（種別割）納税済証印による検印を受けたときに完了するものとする。
- 3 証紙及び軽自動車税（種別割）納税済証印の様式は、規則で定める。

第3条 軽自動車等に対する軽自動車税については、市税条例第68条の3の規定にかかわらず、次条に規定するところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務者は、当該税額を第1号様式による軽自動車税納税証紙（以下「証紙」という。）によって払込まなければならない。

- 2 軽自動車税の納税義務は、前項の規定による証紙に第2号様式の軽自動車税納税済証印による検印を受けたときに完了するものとする。

第1号様式（第4条関係）

車種 (Type of Vehicle)		9 cm	
登録番号 (Registration Number)		No.	
軽自動車税納税証紙 Light Motor Vehicle Tax Stamp			
課税期間	ヶ月分	自 年 月 日	至 年 月 日
Tax for	months	from	to
交付年月日 (Date of Delivery)			
東京都立川市			

納税済印

第2号様式（第4条関係）



附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、  
令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。